

姫監公表第2号

令和8年2月10日

姫路市監査委員	三輪	徹
同	芝野	稔
同	白井	義一
同	山口	悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により標記監査を行つたので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 総務局定期監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局隨時監査結果報告書

令和7年度 総務局定期監査（行政監査を含む）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査
及び行政監査

(2) 監査の対象

総務局

総務部 行政管理課、職員倫理課、法制課

職員部 人事課、業務支援課、研修厚生センター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和7年9月2日から同年10月10日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 支出関係事務

ア タレントマネジメントシステム業務委託事務（人事課）

この事務について関係書類を調査したところ、

① 姫路市決裁規程第6条及び別表第3の規定においては、委託料の支出に関して、執行の決定、業者指名及び契約について金額に応じた決裁権者の決裁を受けるものとされている。また、予算事務の手引きでは、支出負担行為の決裁は支出負担行為書により起案すること、契約管理システムの運用においても支出負担行為については「別途決裁済み」の取扱いはできないとされて

いるところである。

しかしながら、本業務委託の契約に係る事務においては、執行決裁（文書管理システム）は決裁権者の決裁を受けているものの、執行伺及び支出負担行為決裁（契約管理システム）では担当者を決裁者として別途決裁済みの取扱いをしており、決裁権者が執行額及び契約相手方等の確認を行うことなく契約が締結されていた。

決裁規程は、事務処理について責任の所在の明確化と事務処理の合理的かつ能率的運営を図るために、その決裁区分及び手続を定めたものである。決裁規定等関係規定に基づき適正に事務執行されたい。

② 本業務委託の契約約款において、委託料の支払い条項では「システム構築業務に係る部分については、当該業務の完了後一括して支払うものとし、システム運用保守業務に係る部分については、毎月の業務完了後に支払うものとする」と定めている。しかし、本業務委託の契約書頭書には契約金額総額は記載されているものの、契約約款及び仕様書にはシステム構築業務に係る部分の委託料及びシステム運用保守業務に係る部分の月額委託料の金額について記載されておらず、当該各業務完了後に支払う金額が不明である。

契約書等関係書類を作成する際には、必要項目を遺漏なく記載し、適正に事務執行されたい。